



平成 26 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名 五洋インテックス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 大脇 功嗣
(J A S D A Q ・ コード 7 5 1 9)
問 合 せ 先
役職・氏名 経営企画室長 長縄 幹浩
電 話 0568-76-1050

第三者割当による第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債および 第 2 回新株予約権発行の払込完了に関するお知らせ

当社は、平成26年4月7日開催の取締役会において決議された、第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」という。）および第三者割当による第2回新株予約権（「以下、「本新株予約権」という。」）発行の払込が完了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本新株予約権付社債の発行概要

①	発 行 期 日	平成 26 年 4 月 25 日
②	新株予約権の総数	20 個
③	社債および新株予約権の発行価額	各社債の発行価額：5,000,000 円 (額面 100 円につき金 100 円) 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
④	当該発行による潜在株式数	934,560 株
⑤	資金調達額	100,000,000 円 (差引手取概算額：91,800,000 円)
⑥	転換価額	107 円
⑦	行使期間	平成 26 年 4 月 26 日から平成 28 年 4 月 25 日
⑧	募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当により、ドリーム 7 号投資事業有限責任組合に全て割当てる。
⑨	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件とします。	

(注) 本新株予約権付社債の特徴

・繰上償還条項

- ① 当社は、発行日の翌日以降いつでも、償還日から15 営業日前の繰上償還の通知を行った上で、その選択により、その時点で残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を繰り上げ償還することができる。
- ② 本新株予約権付社債の発行後、平成28年4月25日まで（当日を含む。）のいずれかの5 連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の毎日の終値が転換価額の50%を下回った場合には、本新株予約権付社債の社債権者はその選択により、当社に対して事前通知を当該5 連続取引日の最終日の翌取引日から5 取引

日後の日まで（当日を含む。）の間に、償還日まで50取引日以上の間を定めて、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰り上げ償還することを当社に対して請求する権利を有する。

2. 本新株予約権の発行概要

①	発行期日	平成26年4月25日
②	新株予約権の総数	40個（1個当たりの目的株式数47,066株）
③	発行価額	総額2,244,000円（新株予約権1個当たり56,100円）
④	当該発行による潜在株式数	1,882,640株
⑤	資金調達の額	220,630,240円（差引手取概算額：211,411,333円） （内訳）新株予約権発行分：2,244,000円 新株予約権行使分：218,386,240円
⑥	行使価額	116円
⑦	行使期間	平成26年4月26日から平成28年4月25日
⑧	募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当により、ドリーム7号投資事業有限責任組合に全て割当てる。
⑨	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件とします。	

（注）本新株予約権の特徴

（1）行使価額及び対象株式数が固定されている。

発行当初から行使価額は116円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から1,882,640株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

（2）取得条項

当社は、本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が10取引日（東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配値を含む。）のない日を除く。）連続して本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

（3）譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

以上